

添付対象外国関係会社に係る外国関係会社の区分及び所得に対する租税の負担割合の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

外国関係会社の名称	1	事業年度	2	・ ・						
添付対象外国関係会社に係る外国関係会社の区分に関する明細										
特定外国関係会社の判定										
ペーパー・カンパニー	主たる事業を行うに必要と認められる固定施設を有する外国関係会社でないこと			3	該当・非該当・未判定					
	本店所在地国において事業の管理、支配及び運営を自ら行う外国関係会社でないこと			4	該当・非該当・未判定					
キャッシュ・ボックス	総資産額に対する一定の受動的所得の金額の割合が30%を超える外国関係会社(総資産額に対する一定の資産の額の割合が50%を超えるものに限る。)であること			5	該当・非該当・未判定					
対象外国関係会社の判定										
経済活動	事業基準 の特例	株式等若しくは債権の保有、無形資産等の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とする外国関係会社でないこと		6	該当・非該当・未判定					
		統括会社特例の適用		7	有・無					
		外国金融持株会社特例の適用		8	有・無					
動基	実体基準 管理支配 基準	本店所在地国において主たる事業を行うに必要と認められる固定施設を有する外国関係会社であること		10	該当・非該当・未判定					
		本店所在地国において事業の管理、支配及び運営を自ら行う外国関係会社であること		11	該当・非該当・未判定					
		非関連者取引割合が50%を超える外国関係会社であること		12	該当・非該当・未判定					
準	所在地 基準	主として本店所在地国において事業を行う外国関係会社であること		13	該当・非該当・未判定					
		部分対象外国関係会社の判定								
特定外国関係会社及び対象外国関係会社以外の外国関係会社であること				14	該当・非該当・未判定					
清算外国金融子会社等であること				15	該当・非該当・未判定					
(2)の事業年度が特定清算事業年度であること				16	該当・非該当・未判定					
外国金融子会社等であること				17	該当・非該当・未判定					
所得に対する租税の負担割合の計算										
所得の金額の計算	加算	当期の決算上の利益又は欠損の額	18	租税の額の計算	本店所在地国の外国法人税の額	実際に納付する外国法人税の額	30	() %		
		本店所在地国における課税所得金額	19							
		非課税所得の金額	20						所得の額に応じて税率が高くなる場合に納付したものとみなされる税額	31
		損金の額に算入した支払配当等の額	21							
		損金の額に算入した外国法人税の額	22						納付したものとみなして本店所在地国の外国法人税の額から控除される額	32
		保険準備金繰入限度超過額	23							
	保険準備金取崩不足額	24	本店所在地国外において納付する外国法人税の額		33					
	小計	25				租税の額 (30)から(33)までの合計額	34			
	減算	(20)のうち配当等の額	26		所得に対する租税の負担割合 $\frac{(34)}{(29)}$			35	%	
		益金の額に算入した還付外国法人税の額	27							
		小計	28							
	所得の金額 ((18)又は(19))+(25)-(28)	29	(29)が零又は欠損金額となる場合の租税の負担割合		36					

別表十七(三)の七付表二 平三十・四・一 以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十七（三の七） 付表二の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の6第11項《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の90第11項《連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「(20)のうち配当等の額26」は、次に掲げる外国関係会社（措置法第66条の6第2項第1号に規定する外国関係会社をいいます。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ次により記載します。

(1) 措置法令第39条の17の2第2項第1号イ（外国関係会社に係る租税負担割合の計算）に掲げる外国関係会社 同号イ(1)に掲げる所得の金額から除かれる同号イ(1)に規定する配当等の額を記載します。

(2) 措置法令第39条の17の2第2項第1号ロに掲げる外国関係会社 同号ロ(5)に規定する配当等の額を記載します。

3 「 $\frac{\text{所得の金額}}{(\text{18})+(\text{19})+(\text{25})-(\text{28})}$ 」²⁹ は、次に掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ次により記載します。

(1) 措置法令第39条の17の2第2項第1号イに掲げる外国関係会社 「(18)又は」を消します。

(2) 措置法令第39条の17の2第2項第1号ロに掲げる外国関係会社 「又は(19)」を消します。

4 措置法令第39条の17の2第2項第3号又は第39条の117第2項第3号（外国関係会社に係る租税負担割合の計算）に規定する場合に該当するときは、「所得の額に応じて税率が高くなる場合に納付したものとみなされる税額31」は、所得の額に応じて高くなるその本店所在地国（その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域をいいます。以下同じ。）の外国法人税（法第69条第1項《外国税額の控除》）に規

定する外国法人税をいいます。以下同じ。）の税率のうち最高税率を用いて算定した税額から「実際に納付する外国法人税の額30」の金額を控除した残額を記載するとともに、その用いた最高税率を同欄の括弧の中に記載します。

5 「本店所在地国外において納付する外国法人税の額33」は、外国関係会社がその本店所在地国以外の国又は地域において課された外国法人税の額から「(20)のうち配当等の額26」の金額（当該国又は地域に所在する法人から受ける配当等の額に限りません。）に対して課された外国法人税の額を控除した残額を記載します。

6 措置法令第39条の17の2第2項第4号又は第39条の117第2項第4号に規定する場合に該当するときは、「(29)が零又は欠損金額となる場合の租税の負担割合36」は、次に掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ次により記載します。この場合には、「30」から「35」の記載は要しません。

(1) 措置法令第39条の17の2第2項第1号イに掲げる外国関係会社 当該外国関係会社の主たる事業に係る収入金額（その収入金額が「(20)のうち配当等の額26」の金額である場合には、当該外国関係会社のその収入金額以外の収入金額）から所得が生じたとしたときにその所得に対して適用される本店所在地国の外国法人税の税率を記載します。

(2) 措置法令第39条の17の2第2項第1号ロに掲げる外国関係会社 「0」と記載します。

7 内国法人が措置法第66条の9の2第11項《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の2第11項《特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。